

学校部活動

と

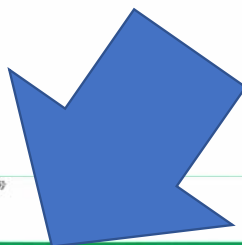
給特法

弁護士 望月浩一郎
パークス法律事務所



季刊 教育法

Quarterly Education Law No.189 (June) ISSN 0913-1094 平成28年6月25日発行(3/6/9/12月25日発行) 第189号



季刊 教育法

Quarterly Education Law No.192 (March) ISSN 0913-1094 平成29年3月25日発行(3/6/9/12月25日発行) 第192号



〔特集〕

「ブラック部活」その1

世界的に見ても極めて特殊な日本の学校の部活動。今号では「部活指導をおこなう教師たちの負の側面」に焦点をあてる！

【座談会】

もはや黙ってはいられない！「ブラック部活」の実態

〔連載〕

校長先生のヒントとガイド

主権者教育の在り方を考える

〔判例研究〕

子ども・教育と裁判

I 親からの担任教師批判について損害賠償請求を認めた判例から
II 高校生の自死とセンター給付

189

〔特集〕

「ブラック部活」その2

「部活動改革元年」であった2016年。ようやく改革の「兆し」は見えるが、それは「かけ声」だけなのか。今号は「その1」に引き続き、部活動における教職員、加えて児童・生徒の実態に迫る。反響を呼んだ「ブラック部活」第2弾！

【座談会】

まだまだ黙ってはいられない！「ブラック部活」の実態2

【学生座談会】

大学生から見た中学校部活動の実態

〔連載〕

学校安全コーナー

子どもが安心して学ぶ権利の保障のために

大川小学校津波被災裁判と学校安全の課題

192

季刊 教育法

Quarterly Education Law No.196(March)ISSN 0933-1094 平成30年3月26日発行(3/5/9-12月26日発行)第196号

〔特集〕

「ブラック部活」その4 —ブラックからホワイトへの 道を求めて—

過去3回続けてきた特集「ブラック部活」では、いくつもの問題構造を明らかにしてきたが、まだまだ不十分どころも多い。一つの機運が盛り上がってきているこの時期に、考察が進められていない側面を明らかにする必要がある。日本部活動学会の発足を記念しながら、これからの「部活動のあり方」そして「部活動研究の方向性」を、今号で探っていきたい。

〔連載〕

子ども・教育と裁判

「市立中学校バドミントン部での熱中症発症事件」の判例を読み解く
— 調査・検証作業及び被害者支援の観点から —

196

「ブラック部活」の 「ホワイト」化への課題 — スポーツ庁の取り組みをとおして

弁護士 塚ノ門昭陽法律事務所
望月浩一郎

スポーツ庁は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議を設置して討議を重ね、2018年2月にはガイドライン(案)を公表し、本書が刊される頃には運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインとして確定している予定である。

本ガイドラインは、ブラック部活の問題を解決するために大きな役割を果たすと期待されている。この期待に応える為、ガイドラインの内容をより充実させ、また、実効性あるものとするための措置を述べる。この措置は、一般社団法人日本スポーツ法支援センター、日本教育法学会、日本スポーツ法学会、教員員の働き方改革推進プロジェクト、国土領事大学大学院法学研究科、新潟大学教育研究科、埼玉大学教育学部、早稲田大学

スポーツ科学学術院、筑波大学及び情報通信大学スポーツ健康政策学部に関連する研究者らが協力して研究・検討を重ねてきた成果を基盤としている。

1 適切な運動部活動のための 活動時間ガイドライン

ガイドライン(案)では、

- (1) 休養の設定(学期中は、週当たり2日以上以上の休業日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休業日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休業日を他の日に振替える。長期休業中もこれに準じた扱い)
- (2) オナーズの導入(生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度期間の状態期間(オナーズ)を設ける)
- (3) 運動部活動時間上限ガイドライン(1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でか

季刊 教育法

Quarterly Education Law No.205/June/ISSN 0013-1091 9 0 2 9 6 1 2 5 1 (登 録) 3 6 9 1 2 1 2 5 1 (登 録) 3 6 2 0 5

〔特集〕

教員の働き方改革 —変形労働時間制—

〔特集キーワード〕

教師の長時間労働と働き方改革
教員の働き方改革の現状
変形労働時間制は
教員を解放することができるのか
給特法の労働時間規制の問題点
教員の命と健康を守るための課題
変形労働時間制 Q&A

【緊急論稿】

新型コロナウイルスと教育法

臨時休業措置の
教育法的検討

ポストコロナの
働き方改革

NO. 205

特集

教員の働き方改革 —変形労働時間制—

教師の長時間労働と働き方改革
—1年変形労働時間制の導入を契機に

金子 征史 20

【インタビュー】日教組政策局長、労働局長に聞く
教員の働き方改革の現状

丹野 久 32
西嶋 保子

【対談】変形労働時間制は教員を
解放することができるのか

野田 晋 42
松本 義之

給特法上の労働時間規制
—労基法モデルとの関連

道幸 哲也 54

教員の命と健康を守るための課題
—労働時間規制で守られていない公立学校教員

望月 浩一郎 64

変形労働時間制 Q&A

山本 圭子 72

【鼎談】どうなる！
いじめ防止対策推進法

鬼澤 秀昌 80
小野田 正利
嶋崎 政男

論稿

なぜ、地方私立大学は公立化を急ぐのか

松野 弘 100

日本の労働時間規制

- 労働基準法
- 1日8時間、週40時間の労働時間規制(第32条)
- 労働時間規制の例外
 - 例外を限定し(第36条等)
 - 時間外労働については25%以上(月60時間を超える時間外労働については50%以上)の割増賃金の支払

中央教育審議会審2019年1月25日答申

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」

京都市立翔鸞小学校事件(1)

- 京都市立翔鸞小学校教員の割増賃金請求事件。被告京都府。京都地裁 昭和25年11月9日判決(労働関係民事裁判例集1巻6号1043頁。京都市立翔鸞小学校事件)。
- 京都府の主張
 1. 「教員は労基法第8条第12号所定の事業に従事する労働者に該当しない。」
 2. 「労働の性質上又法文の解釈上教員には労基法第33条第1項にいう臨時必要の場合における時間外勤務以外に他の公務員の場合の如き延長時間外勤務の観念を認めることはできない。」
 3. 「労基法に違反する超過勤務命令は無効であって、かような命令で超過勤務をしても割増賃金請求権はない。」

京都市立翔鸞小学校事件(2)

- 控訴審では、割増賃金支払義務者は京都市であり、京都府は当事者適格がないとの主張が追加された。市町村立学校職員給与負担法(昭和23年7月10日法律第135号)の解釈の問題
- 大阪高等裁判所昭和28年12月16日判決・昭和25年(ネ)第596号 ⇒ 請求却下
- 最高裁判所第3小法廷昭和32年7月23日判決・昭和29年(オ)第157号 ⇒ 上告棄却

京都市立翔鸞小学校事件(3)

立法経過	～昭和15年	市町村立小学校の教員の給与はすべて市町村の負担
	「市町村立小学校ノ教員ノ俸給及旅費ノ負担ニ関スル件」(昭和15年3月28日勅令第114号)	俸給と赴任旅費とが道府県の負担
	数次の改正+政令第28号	逐次個別的に項目を選んで都道府県の負担に追加
	市町村立学校職員給与負担法(昭和23年7月10日法律第135号)	昭和22年12月12日に労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(同年法律第167号)⇒教員は官吏+超過勤務手当請求権 政令第28号は県の負担すべき給与項目に超過勤務手当を掲げず。
文理解釈	「俸給」なる用語は通常、超過勤務手当を含まない。	
実質論 義務教育費国庫負担法(昭和15年3月28日法律第22号)	法令上都道府県の負担とされる給与項目の全部もしくは主要部分は、同時に、による国庫負担の対象⇒類推解釈は制限される	

県立学校教員の時間外の職員会議について

時間外勤務手当請求:静岡県教組事件

- 静岡地方裁判所 昭和37年(行)第4号 時間外勤務手当等請求事件 昭和40年12月21日
- 東京高等裁判所 昭和41年(行コ)第7号 時間外勤務手当請求控訴事件 昭和44年2月13日
- 最高裁判所第1小法廷 昭和44年(行ツ)第26号 時間外勤務手当等請求事件 昭和47年4月6日
⇒時間外勤務手当を肯定

静岡県教職員組合事件(1)

時間外勤務命令の有無

静岡県	最高裁判決
時間外勤務命令は、行政庁の積極的な意思発動を意味するものである	
時間外勤務命令はない	時間外勤務命令はある
職員会議が勤務時間外にわたる場合に校長がこれを続行することについて 意思表示も外形的行為もない	一定の形式 でなければならない要請なし 明示的 である必要なし 時間外勤務命令に基づくものであるかどうかを 確認することができれば足りる
時間外勤務時間外勤務命令簿 により時間外勤務時間外勤務命令をなすべき	時間外勤務命令の有無およびこれに基づいてなされた時間外勤務の内容等を 明確にしておくためのものにすぎない
	会議が勤務時間外にわたって続行される会議について 校長は了承
	会議が時間内外であっても その内容に差はない

静岡県教職員組合事件(2)

「違法な時間外勤務⇒支払義務なし」との主張

最高裁判決

労働基準法37条・給与条例15条の趣旨 例外的に許容された時間外労働に対して割増賃金の支払⇒労働時間制の原則の維持を図るとともに、過重な労働に対する労働者への補償を行なう

勤務時間条例8条2項は時間外勤務命令をなしうる場合を特に限定した理由が労働基準法37条の保護しようとする労働者の利益以上の公益上の要請に基づくものであるとするならば、これを無視することはできない

勤務時間条例8条2項は時間外勤務命令をなしうる場合を特に限定した理由⇒

- (1) 教職員の職務の性質上、時間外勤務に対する監督に困難が伴う
- (2) 原則として時間外勤務は命じない
- (3) 国および他の地方公共団体との関係において、①その教職員との間の待遇上の均衡、②財政に累を及ぼすことのないようにとの考慮

違法な時間外勤務命令に事実上拘束されて、勤務時間条例、同規則の定める正規の勤務時間以外の時間にわたって、本来の職務の範囲に属することがらについて勤務した個々の教職員に対する労働基準法による保護を無視してまでも維持しなければならないほどの公益上の要請があると解することはできない

日教組の「超勤闘争」全国展開と給特法の成立

1980_戦後教育裁判史_日教組弁護団25年史

1965年5月	日教組定期大会で「勤務時間を明確にし超過労働を排除する」ための闘争の強化を決定
1966年1月	静岡地裁で超過勤務手当支払いを認める判決 その後も教員側勝訴判決が続く
1967年1月	文部省は、1967年1月、労働基準法第32条第2項の変形労働時間制を採用する法案提出 →日教組はこれに反対して統一ストを組織 →廃案
1968年1月	自民党は、月収の4%に相当する教職特別手当を支給し、引き換えに「教員の労基法適用除外の方向で解決」を提案
1971年5月	給特法成立 超過勤務闘争終結 無定量の奉仕労働はなくなった?



給特法を巡る日教組・人事院・労働基準審議会の攻防

1989_権利・労働条件改善闘争の前進【日教組三十年年史】

1970年12月	日教組定期中央委員会で方針変更⇒①超勤制度要求(測定可能な時間外労働に対しては超勤手当)、②教育労働の特殊性を踏まえた要求(自主性、自発性、創造性にもとづく時間外労働に対する4～8%の特別手当)の「二本建」要求
1971年2月	人事院提言⇒教員の給与制度は、超過勤務手当制度を有しない裁判官や検察官と同様の給与制度に類似した制度(裁量労働制、高度プロフェッショナル制度の先取り)
1971年2月	労働基準審議会建議⇒①「労働基準法が他の法律によって安易にその適用が除外されるようなことは適当でない」、②「文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務の内容及びその限度について関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置」を求める。
1971年5月	給特法成立 (1)俸給月額4%相当額の教職調整額を支給、(2)超過勤務手当等は支給しない、(3)正規の勤務時間を越えて勤務させ又は休日等において勤務させる場合を限定。教職調整額4%は、1966年小・中・高校教職の勤務状況調査の結果による

限定項目を巡る日教組・文部省の攻防(1)

1989_権利・労働条件改善闘争の前進【日教組三十年史】

- 1971年4月28日衆議院文教委員会での質問
 - 4%の教職調整給の支給で、無定量の所定外労働が強いられているのではないか?!
- 岡部労働省労働基準局長
 - 「教職員の超過勤務の範囲(の)基準が明確にされて、超過勤務手当制度を廃止することに伴う新しい超過勤務が、十分な歯どめが得られて実施されることが保障される。」
- 法文上
 - 超勤限定項目」が「文部大臣が人事院と協議して定める場合に限るもの」(第7条)と白紙委任状態

限定項目を巡る日教組・文部省の攻防(2)

1989_権利・労働条件改善闘争の前進【日教組三十年史】

No.	参議院文教委員会(1971年5月20日)での 西岡文部政務次官の答弁	文部省 訓令(7月5日)
1	児童・生徒の実習に関する業務	○(政令イ)
2	遠足、運動会、修学旅行、文化祭等の学校行事	○(政令ロ)
3	生徒の教育実習に関する指導	○(政令イ?)
4	教職員会議	○(政令ハ)
5	身体検査業務	×
6	入試事務	×
7	学校が計画・実施するクラブ活動	×
8	図書館業務	×
9	非常災害に関する業務	○(政令ニ)

闘いを終結した日教組

- 給特法の成立後の「超勤限定項目」についての合意の成立
- 日教組は闘いを終結
 - 「長期にわたる超勤手当制度確立のたたかいは終わった。」（日教組「教職員の権利全書」1984、労働法律旬報）
 - 「日教組はその後文部省との交渉のなかで文書確認を行ない、無定量勤務に歯止めをかけ、超勤闘争は終結した。」（日教組弁護士団「戦後教育裁判史-日教組弁護士団25年史」）

給特法の特徴

- 給特法は、「教員の労働の特殊性」を理由に成立したが、①労働基準審議会の建議、②国会審議、③成立後の日教組の運動の影響により、当初の人事院の意見から変容
 1. 超過勤務の範囲を「文部大臣が人事院と協議して定める場合」(第7条)と限定している点で「裁量労働制等」とは異なり、「固定残業代」に類似する制度
 2. 限定項目については、上限時間の規制は無い点で青天井の「固定残業代」=無定量労働を強いる点では「裁量労働制等」と共通。
- 給特法が本来の立法目的を果たせるかは、次の2点
 1. 超過勤務の範囲を守らせることができるか
 2. 限定項目の業務の内容と量を制限できるか

給特法のその後

給特法の立法理念は画餅になっていない？

- 限定4項目の超過勤務⇒この部分が青天井ではある。しかし、事実上の上限が効いているので、この点からの過酷な実態は避けられている。
- 限定4項目**以外**の超過勤務⇒限定項目以外の広範な業務で超過勤務をせざるを得ない現状が放置され、年ごとに拡大されている。

中央教育審議会審2019年1月25日答申

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」

給特法のその後

給特法の立法理念は画餅に

- 限定4項目の超過勤務⇒この部分が青天井ではあるが、事実上の上限⇒過酷な実態の原因にはならず。
- 限定4項目**以外**の超過勤務⇒限定項目以外の広範な業務で超過勤務をせざるを得ない現状が放置され、年ごとに拡大されている。
- 給特法違反の超過勤務には何の歯止めもかからず、給特法は画餅に。

給特法の壁に挑戦した訴訟

時間外勤務が違法となる余地を認めるも請求を棄却

- 名古屋市人事委(志賀中学校)事件(最三小判平10.9.8)
- 北海道(公立学校教員)事件(札幌高判平19.9.27)
- 広島県高校教員(時間外・休日勤務)事件(広島地判平17.6.30労判906号79頁)
- 東京都立川第七中学校事件(東京高判平17.6.9)
- 大府市立大府北中学校事件(名古屋高判平14.1.23)
- 京都市立小中学校事件(京都地裁平20.4.23)

名古屋地裁昭和63年1月29日判決

愛知県立松蔭高等学校

- 事案の概要
 - 昭和59年度の将棋囲碁クラブの正顧問
 - 昭和59年5月5日 愛知県高校将棋連盟主催の第21回東海三県高校将棋大会への生徒の引率指導
 - 校長は教諭に対して、同年4月14日に引率指導命令
- 法解釈 給特条例3条によっておよそあらゆる時間外勤務手当、休日勤務手当の請求が排除されるものではない
- 校長の引率指導命令についての事実認定
 - 形式的にはあくまで依頼するとの意思のもとになされた
 - 依頼に応じないと職務命令違反の責任を問われるとか、不利益な取扱いを受ける虞れがあるなどの特別の事情も認められない
 - 引率指導が原告の自由意思を強く拘束するような形態でなされたことを否定

京都市立小中学校事件(京都地裁平20.4.23)

- 教育職員が、自主的、自発的、創造的に正規の勤務時間を超えて勤務した場合にはたとえその勤務時間が長時間に及んだとしても時間外勤務手当は支給されない。
- 教育職員の当該時間外勤務が、当該時間外勤務を行うに至った事情、従事した職務内容、勤務の内容、実態等を踏まえて、校長等から時間外に強制的に特定の業務をすることを命じられたと評価できるような場合、すなわち、同職員の自由意思を強く拘束するような状況下でなされ、しかも、給特法7条、11条ないし本件条例37条において時間外勤務を原則として禁止し、それを命じる場合を限定した趣旨を没却するような場合には違法となる。

京都市立小中学校事件(京都地裁平20.4.23)

- 一審
 - 超過勤務につき、校長からの具体的指示はなく、自由意思を極めて強く拘束されるような形態で行われていない⇒時間外労働に対する賃金支払は棄却
 - 週休日の振替等の配慮がなされず、時間外勤務が常態化していたとみられる場合は、勤務管理義務をつくしていない⇒損害賠償を1/9名について認容
- 控訴審(大阪高等裁判所判決平成21年10月1日)
 - 一審と同じ構造
 - 損害賠償を肯定した範囲を広げる4/9名について認容
- 上告審(平成23年7月12日) 全部棄却 理由 校長の過失を否定
 - **自発的な行為**
 - **ストレスによる健康状態の変化を認識し又は予見することは困難**

若狭町立上中中学校教諭過労死損害賠償請求事件

福井地方裁判所令和元年7月10日判決

- 自殺した教員(亡A)は、毎月約120時間以上所定勤務時間外に学校に在籍
- 所定勤務時間外に行うことについて明示的な勤務命令はない
- ①業務内容、②亡Aの経験年数からすれば、これらの事務を所定勤務時間外に行わざるを得なかった。自主的に従事していたとはいえない。**事実上、本件校長の指揮監督下において行っていたものと認めるのが相当。**
- ①亡Aの所定勤務時間外の業務時間、②業務内容が、通常の一般労働者にとっても過重なもの
- 亡Aの**心身の健康状態を悪化させ得るものであったことを認識可能。**
- 校長は、亡Aに対し、早期帰宅を促す等の口頭指導をするにとどまり、これらの事項についての把握を行った上で、亡Aの**業務内容変更等の措置をとらなかった。**
- 校長は、亡Aに対する**安全配慮義務の履行を怠った。**

さいたま地裁 令和3年10月1日判決 「付言」

- なお、本件事案の性質に鑑みて、付言するに、本件訴訟で顕れた原告の勤務実態のほか、証拠として提出された各種調査の結果や文献等を見ると、現在のわが国における教育現場の実情としては、多くの教育職員が、学校長の職務命令等から一定の時間外勤務に従事せざるを得ない状況にあり、給料月額4パーセントの割合による教職調整額の支給を定めた給特法は、もはや教育現場の実情に適合してはいないのではないかとの思いを抱かざるを得ず、原告が本件訴訟を通じて、この問題を社会に提議したことは意義があるものと考ええる。
- わが国の将来を担う児童生徒の教育を今一層充実したものとするためにも、現場の教育職員の意見に真摯に耳を傾け、働き方改革による教育職員の業務の削減を行い、勤務実態に即した適正給与の支給のために、勤務時間の管理システムの整備や給特法を含めた給与体系の見直し等を早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望むものである。



さいたま地裁の判断の新しい部分

- 限定4項目以外の時間外労働についての労働基準法第37条の適用⇒否定
- 労働基準法第32条の時間外労働と国家賠償法上の違法性
 - 原則⇒否定
 - 例外⇒給特法が、無定量な時間外労働を防止し、教員の超過勤務を抑制する趣旨の下、教員に時間外勤務を命ずることができる場合を限定し、教員の健康と福祉を害することとならないように配慮を求めている(同法6条2項)ことからすると、教員の労働時間が労基法32条の制限を超えた場合に常に国賠法上違法にならないとすることは、給特法の前記趣旨に反することにもなりかねない。

さいたま地裁の判断の新しい部分

1. 勤務の外形的、客観的な状況
 - 校長の職務命令に基づく業務を行った時間(自主的な業務の体裁を取りながら、校長の職務命令と同視できるほど当該教員の自由意思を強く拘束するような形態での時間外勤務等がなされた場合には、実質的に職務命令に基づくものと評価すべきである。)が**日常的に長時間**にわたり
 - **時間外勤務をしなければ事務処理ができない状況が常態化**している
2. 時間外勤務を命ずることができる場合を限定して、教員の労働時間が無定量になることを防止しようとした**給特法の趣旨を没却**するような事実が認められる場合
3. 校長が、この事実を認識ないしは認識可能性がある
4. その**違反状態を解消するために、業務量の調整や業務の割振り、勤務時間等の調整等の措置を執るべき**注意義務がある
5. この注意義務違反⇒**国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任**を負うというべきである。
 - 教員の所定勤務時間における勤務状況
 - 時間外勤務等を行うに至った事情
 - 時間外勤務で従事した業務の内容
 - 勤務の全般的な状況等の諸事情

給特法にチャレンジする裁判

1. 限定4項目以外の時間外労働について労働基準法第37条の適用否定
⇒自主的な活動(京都市立小学校)
2. 「明示的な」限定4項目以外の時間外労働⇒労働基準法第37条の適用
否定⇒あくまで「依頼」、不利益を伴う拘束なし(愛知県立松蔭高校)
3. 長時間労働による安全配慮義務違反否定
 - 過労死時間では肯定(若狭町立上中中学校)
 - 生存事案では否定⇒予見可能性なし、損害の発生なし(京都市立小学校)
4. 長時間労働を是正しないこと(不作為)⇒国家賠償法による損害賠償
請求(さいたま地裁)

さいたま地裁判決の認定事実

文部科学省教員勤務実態調査				
	時間外労働時間/週		4週換算	
	小学校	中学校	小学校	中学校
昭和41年度	2:36	3:56	10:24	15:44
平成18年度	13:16	18:06	53:04	72:24
平成28年度	17:29	23:20	69:56	93:20

熱血先生 26歳の死、労災認定 授業や部活に追われ…

- 2011年に26歳で亡くなった堺市の市立中学校の教諭
- 地方公務員災害補償基金が公務災害(労災)による死亡と認定
- 死亡直前3カ月の校内での残業時間は月61～71時間
- 残された授業や部活の資料等から、「(一人暮らしの)自宅でも相当量の残業をこなしていた」と判断



「熱血先生」と慕われ、市教育委員会の教員募集ポスターのモデルにもなった。

2015年3月4日 朝日

特殊勤務手当実績簿

2011年6月死亡 2010年10月分

様式1号(教員特殊業務手当)

特殊勤務手当実績簿

学校名		所属コード	職名	氏名	職員番号	学校長確認印	
堺市立 中学校			教諭				
直接監督 責任者 確認印	従事者 確認印	従事日(曜日)及び従事時間		従事時間数 時間 : 分	手当額(当ては まる方を囲む)	業務の内容	備考
		10月2日(土) 8時30分から 13時30分まで		5:	2800円 3700円	バレーボール	部指導
		月 8日(日) 7時30分から 12時30分まで		5:	2800円 3700円	"	部指導
		月 9日(土) 8時30分から 13時00分まで		4:30	2800円 3700円	"	部指導
		月10日(日) 8時30分から 13時00分まで		4:30	2800円 3700円	"	部指導
		月23日(土) 8時00分から 17時00分まで		9:	2800円 3700円	"	部指導
		月24日(日) 7時30分から 16時00分まで		8:30	2800円 3700円	"	部指導
		月30日(土) 8時30分から 13時00分まで		4:30	2800円 3700円	"	部指導
		月31日(日) 8時30分から 12時30分まで		4:	2800円 3700円	"	部指導
		月 日() 時 分から 時 分まで		:	2800円 3700円		部指導
		月 日() 時 分から 時 分まで		:	2800円 3700円		部指導
		コード: 169 (4時間以上6時間未満)	2800円)	6日	計	16,800円	(10月分合計) 24,200円
		コード: 157 (6時間以上)	3700円)	2日	計	7,400円	

45時間 538円/時

備考 従事日数及び手当額は、各月ごとに集計すること。

H22年10月

ブラック化した部活動

子どもにとってブラック部活

- 長時間休み無しの部活動で子どもが疲弊
- 健康被害
- 家族との生活、友だちとの交流などの生活権を侵害

教員にとってブラック部活

- 教員の長時間過重労働の要因の一つ
- 専門でないにもかかわらず競技・専門活動における「専門活動」の「指導力」を求められる
- 専門でないにもかかわらず「安全」の「指導力」を求められる

中学校学習指導要領(平成29年3月改訂、平成33年度全面実施)－抜粋－

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等
 - ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

高等学校学習指導要領(平成21年3月改訂)－抜粋－

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
 - (13) 生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。